

Title	「国際社会学」を問い直す：多文化主義研究からの試論
Sub Title	Rethinking "Kokusai Shakaigaku": from a viewpoint of multiculturalism studies
Author	塩原, 良和(Shiobara, Yoshikazu)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2010
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.15 (2010. 7) ,p.71- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集2: 「国際社会学」の到達点
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20100700-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「国際社会学」を問い直す——多文化主義研究からの試論

Rethinking “Kokusai Shakaigaku”: from a Viewpoint of Multiculturalism Studies

塩原 良和

1. はじめに

「国際社会学」とは、モダニティ研究、移民研究、世界都市研究、グローバリゼーション・世界システム研究、ナショナリズム・エスニシティ研究などの影響を受けながら日本の社会学において独自の展開を遂げてきた領域である。国際社会学という呼び方は 1970 年代半ばから 80 年代にかけて用いられはじめ、1990 年代に一定の地歩を占めるようになり、いくつかの大学では国際社会学の名を冠する講座やコースも設置された（馬場 1980, 樽本 2009 : 2, 梶田編 2005 : i）。国際社会学が追究してきたのは「国民国家の相対化」のあり方の探究である。すなわち「国境を越える社会現象」の社会学的分析を行うことで、「社会」とはすなわち「国民社会」であるという伝統的な社会学の想定を問い直すという問題意識である（梶田編 1992 : 1-15）。

1990 年代までの国際社会学は、機能主義の影響を受けた国民社会観に基づき、その国民社会の変動に注目してきた。たとえばその時期の国際社会学の主導者のひとりであった梶田孝道の研究は、何らかの機能的連関によって「統合」されている国民社会、というイメージを土台にしていた（梶田 1988, 1996）。やはり国際社会学の普及に貢献した関根政美は、そのような国民国家の脱工業化やグローバリゼーションによる変容を考察した（関根 1989, 1994, 2000）。さらに、国際社会学が日本以外の国・地域を社会学的に分析する意義を提示したことも重要である（梶田編 1992 : 3-4, 樽本 2009 : 4）。筆者自身を含め、1990 年代に国際社会学を学んだ若手研究者や大学院生たちの多くが、当時の日本の社会学では盛んではなかった海外の事例の社会学的分析に魅力と可能性を感じた。彼・彼女たちの研究はのちに、詳細な現地調査に基づいた一連の著作として結実していく¹⁾。また 1990 年代以降の日本社会における「ニューカマー」外国人住民の増加は、「国民国家の相対化」という問題意識に影響を受けつつ日本におけるエスニック・マイノリティに注目した多くの社会学的研究を生み出した²⁾。

しかし、こうした展開のなかで国際社会学がはらむ理論的問題点も次第に明らかになってきた。確かに国際社会学は 1980 年代以降のナショナリズム研究を吸収することで「国民国家を相対化」する視点の獲得を目指した。しかしそこでは、機能的に「統合」された国民社会をあらかじめ前提として立ち上げ、その「変動」を分析するという枠組みが暗黙のうちに共有されていた。すなわち「方法論的ナショナリズム³⁾」という人文社会諸科学に広く共有された前提に、国際社会学もまた囚われてきたのである。佐藤成基が国民国家批判論の再検討のなかで指摘したのと同様、国際社会学においても「方法論的ナショナリズムの枠組みで捉えられた均質

で一体的な国民国家概念が、そのまま受容されている」。そして『『グローバル』で『越境的』な社会関係の発生が強調されるあまり、過去の歴史的構成物として国民国家の一体性がむしろ、必要以上に誇張されている」(佐藤 2009 : 14)。

本稿では国際社会学における鍵概念のひとつである「多文化主義 (multiculturalism)」をめぐる研究を題材に、「相対化」されるべき「国民統合」をあらかじめ立ち上げてしまう方法論的ナショナリズムに囚われていることから生じる、国際社会学における理論的・実践的限界を明らかにする。国際社会学はしばしば「国民国家の相対化」の探求の有力な手段として、移民や少数・先住民族といった国民国家内部のエスニック・マイノリティの存在に注目し、多文化主義を肯定的に評価してきた。にもかかわらず、国民統合の存在を前提視するがゆえに、そうしたマイノリティの存在は「理論的」には国民統合をかく乱する要因として扱われてしまう。たとえば「移民」概念がたんに「移動する人」のことではなく「国境を越えて移動する人々」のことを指している以上、そこにはあらかじめ国民国家の存在が前提とされている (佐藤 2009 : 22)。その結果、国際社会的な移民研究はしばしば「安定した一定の領域」すなわちネイションに「定住」している人々を「正常」として、移動する人々を「例外」「逸脱」として観察してしまう (伊豫谷 2007 : 4)。少数・先住民族に関しても、それを「マジョリティ国民」中心の社会秩序に対する例外・逸脱として把握して分析する発想に、方法論的ナショナリズムの影響を見出すことができる。

それゆえ国際社会学の研究者は、エスニック・マイノリティによる主張や運動を承認する多文化主義をいったん肯定しておきながら、その「ゆき過ぎ」を警戒し、マイノリティの主張や権利は国民統合との「バランス」をとるために制限されるべきだという妥協的な結論にしばしば落ち着きがちである。そしてこうした結論から抜け出せないことは、マイノリティに対する社会的不公正や彼・彼女たちひとりひとりの思いに誠実に向き合おうとする研究者に困難をもたらすことにもなる。本稿では「国民統合」を自明の前提としないことが、国際社会学や多文化主義研究に新たな理論的可能性をもたらすとともに、国際社会学の研究者が自らの研究と実践を結び合わせる契機となりうることを示したい。

2. 分裂と統合の「バランス」?

多文化主義は、国際社会学のなかで早くから言及されてきた論点のひとつである。多文化主義はカナダやオーストラリアでは 1970 年代から政策として実施されてきた。こうした国々を研究対象とする地域研究者により、1990 年代初めには多文化主義についての議論が国際社会学においても活発に行われるようになった (関根 1989, 加藤 1990)。そこにおいては、多文化主義は国民国家内部の民族・文化的多様性の増大やエスニック・マイノリティの権利要求に対する国民国家統合の維持のための方策として理解されることが多かった。

いっぽう多文化主義が日本で大きな注目を集めるようになったきっかけのひとつは、1980 年代の米国で行われた、哲学・教育学・政治理論などにおける文化的差異をめぐる論争であっ

た。そこでは、多文化主義は既存の国民統合のあり方に対するラディカルな異議申し立てであるとされた。杉田敦は、1980年代の米国の政治理論、法哲学、倫理学などの領域で行われた「リベラル・コミュニタリアン」論争に対して、多文化主義者が第三の方向から介入したと整理している。すなわち、社会における個人の選択の自由を重視する自由主義者も、集合的アイデンティティの重要性を説く共同体論者も、既存の国民国家の枠内に単一の文化規範のみが存在することを暗黙の前提としていることを多文化主義者は批判し、国家内部に複数の文化的共同体がありうることを強調した（杉田 2005 : 56-58）。また戴エイカは、多文化主義はそれ以前の米国において国民統合の理念として普及していた「文化多元主義 (cultural pluralism)」に対する批判として台頭してきたと論じている（戴 1999 : 38-48）。すなわち、文化多元主義があくまでも主流文化への同化を前提としたうえでの多様性の尊重を唱えたものに過ぎず、実際にはエスニック・マイノリティ文化は不平等な立場に置かれていたのに対して、多文化主義は「アメリカ社会全体が一つの文化を共有しているという言説自体」を問題視したのである（戴 1999 : 49）。ジェラード・デランティはこのような多文化主義観を「ラディカル・マルチカルチュラリズム」と名付けている（Delanty 2009 : 139-141）。

こうしたマイノリティによる既存の国民統合への異議申し立てとしての多文化主義論を、保守・右派的立場の人々が非難するのは当然であろう。しかしリベラル・左派的立場のなかにも、多文化主義が多民族・多文化社会における問題状況をむしろ悪化させるのではないかと批判する論者がいる。そうした批判に共通するのは、多文化主義が少なくとも潜在的には国民社会を「分裂」させる危険があるとみなすことである。たとえばジグムント・バウマンは、グローバル化によって国民国家が社会に安全と信頼を生み出す機能が弱まった結果、エスニック・コミュニティが活発化したことが多文化主義の台頭の要因であると論じる。バウマンは、多文化主義（あるいは「多共同体主義」）を主張する知識人は共同体間の文化的差異を絶対化することで経済的不平等を隠蔽し、共同体相互の無関心を煽り、異文化間の対話の可能性を狭め対立を促していると批判する（Bauman 2001=2008 : 134-138, 145-149, 182-185）。ジョック・ヤングもバウマンと同様、多文化主義を高度近代における多様化と存在論的な不安に対処するために人々が依拠する認識論的方法であると考え、ヤングによれば、こうした流動性と不安に対処しようとして「それぞれの文化は、他の文化からみずからを区別するために、独自の排他的領域という〈括弧〉のなかに閉じこもろうとする」。その結果「他者への無関心が人々を支配するようになる。というのも、そこでは互いにかなる道徳的評価を下すことも許されず、むしろ互いの区別は「自然」なものとして正当化され、自他の境界線上では警戒心だけが交換されるようになり、能力の評価が交換されることがなくなるからである」（Young 1999=2007 : 251）。またウィル・キムリッカの多文化的市民権論（Kymlicka 1995=1998）、デイヴィッド・ミラーのリベラル・ナショナリズム論（Miller 1995=2007, 2005=2008 : 125-152）のように、マイノリティの文化的差異の承認の要求とリベラリズムにもとづく国民統合との両立を模索する議論がある。デランティが「リベラル・マルチカルチュラリズム」と呼ぶこれらの主張も、その前

提として多文化主義を国民社会の分裂を孕む論理と想定している (Delanty 2009 : 135-137)。

日本の国際社会学における多文化主義概念の理解はリベラル・マルチカルチャリズム的な発想を基本としていたが、そこにクリティカル・マルチカルチャリズム的な発想がしばしば自覚的に区別されずに併存していた。そのため多文化主義は理論的には既存の国民統合のあり方に挑戦するものとみなされつつ、政策的にはまさにその国民統合を維持する方策として理解されるという、混乱した状況が生じた。この混乱を收拾されるためにしばしば主張されたのが、「バランス」論と筆者が呼ぶものである。すなわち、多文化主義は既存の国民統合がもつエスノセントリズムを暴く理論的戦略としては有効だが、それがゆき過ぎると国民統合の分裂をもたらすことになってしまう。したがって国民統合の維持とマイノリティの存在や権利の承認のバランスをいかにとるかが重要である、という論理である。こうした論理は国民国家の多民族・多文化化や多文化主義について論じる国際社会学の研究のなかで、いわば「落としどころ」として広く採用されてきた。

3. 承認と参加の要求としての多文化主義

この「バランス」論は一見すると無難な処方箋のように思われる。しかし、多文化主義を国是として掲げるオーストラリアをフィールドとして 2001 年から調査を進めてきた筆者は、この「バランス」論に常に違和感を抱き続けてきた。2006 年以降、日本における外国人住民支援の現場に関与するようになってからも、この違和感はますます強まっていった。

多文化主義を推進しすぎると国民が分裂するから「バランス」をとらなければいけない、という主張は、多文化主義を支持するエスニック・マイノリティやその支援者が、国民社会の統合よりも自分たち自身の文化やアイデンティティの保持を優先することがありうるという想定を前提としている。だが、フィールドにおいて実際にそのようなマイノリティ当事者を見つけることは容易ではない。確かに、近隣関係や社会的ネットワークの分析からは、異なるエスニック・グループ間の相互交流が活発ではない事例は広く見出せるし、筆者の調査経験もそれを裏付けている。また日本やオーストラリアでは必ずしも一般的ではないものの、主流社会から分離した労働市場としての「エスニック・エンクレーブ」が形成される場合もある (関根 1994 : 155-163)。しかし、こうした異文化に対する相互無関心や相互交流の希薄さ、労働市場としての分断が、多文化主義が主張し実践された結果であるとは限らない。それはむしろ、多文化主義的な理念に基づく相互理解の促進といった試みがなされないがゆえの無関心や交流の希薄さであり、エスニック・マイノリティの主流労働市場からの排除を是正する多文化主義政策の不在に起因する構造的不平等であることも多い。

それに対し、国民社会のマジョリティ側に位置する人々が自分たちの生活や文化を守ることを名目にエスニック・マイノリティとの接触を拒否する場合がある。こうした現象はしばしば多文化主義による国民社会の分裂の証拠だとされる。しかし、そのような人々は、自らもマジョリティの一員として包摂されている既存の社会的連帯から、既得権益を保持するためにあえ

て退却しようとしているのであって、社会的排除の状態にあるマイノリティの人々の承認と参加の主張としての多文化主義とは、論理は似ていてもポジショナリティがまったく異なる。こうした論理は多文化主義そのものというより、マイノリティが主張してきた多文化主義の論理のマジョリティによる盗用とみなされるべきである。

こうした盗用の例として、「新人種主義」または「差異主義的人種主義」と呼ばれる言説が挙げられる。ミシェル・ヴィヴィオルカの整理によれば、古典的な人種主義の言説が人種間の生物学的優劣を問題にするのに対して、新人種主義は、「優劣ではなく『差異』を理由にし、『人種化された』集団に負わされる自然的特徴ではなく、彼らの文化、宗教、伝統、習俗などを根拠とするようになった」(Wieviorka 1998=2007 : 43)。すなわち、こうした言説は「ある文化が他文化にまったく還元不可能であり、たとえば移民マイノリティ家庭に生まれた者はホスト社会の文化に同化する能力をもたない」(Wieviorka 1998=2007 : 46) がゆえに、そうした人々を国民社会から排除することを主張するのである。こうした言説はたしかに、文化的差異の尊重という、いっけんすると多文化主義と同じ論理を根拠に移民の「排除」を主張している。ただし、この場合、新人種主義が主張しているのはまさにマイノリティの「排除」なのであって、国民社会の「分裂」ではない。それどころか、新人種主義者はマイノリティを排除することによって、自分たちが既存の国民統合の拠り所と考えている文化や価値観を保持することをめざしている。つまり、多文化主義的な論理を流用して主張される新人種主義は、マイノリティの排除の論理ではあっても国民社会の分裂の論理ではない。

移民・外国人によって主張されてきた多文化主義とは、マジョリティ中心に形成された国民統合に対するマイノリティによる異議申し立てである。それは国民社会を分裂させる企てどころか、自らの文化やアイデンティティの承認をつうじて、より公正で対等なかたちで社会に参加する要求である。たとえ自文化やアイデンティティの保持を本質主義的に主張しているようにみえたとしても、それは国民社会への主体的参加を目指した戦略(「戦略的本質主義」)として理解されるべきである。もちろん、すべてのマイノリティ当事者が国民社会への参加を志向しているわけではないだろう。だが、国民社会への参加ではなく自立や独立を志向するエスニック・マイノリティは、「多文化主義」という言葉からむしろ距離を置いたり、批判的だったりする場合もあり、その典型は先住民族の権利回復運動である(上村 1992)。たとえば 1980 年代から 90 年代にかけて、オーストラリアの先住民族は、先住民族の権利、とりわけ先祖伝来の土地をめぐる権利の回復運動において、世界の先住民族運動を主導する成果を勝ち取ってきた。それは多文化主義理念・政策の普及と同時期に進展したが、先住民族の運動体・運動家の多くはオーストラリア政府の唱える多文化主義に対して積極的に賛同することはなく、むしろ反発することもしばしばであった(Carter 2006 : 347, Hodge and O'Carroll 2006 : 110-113)。なぜならこうした人々にとって、オーストラリア政府の主導する多文化主義とはあくまでも、植民者である白人(英語系住民)中心の国民統合を前提としつつ、その他の文化を「すべての文化は、主流文化(実質的には英国系白人文化)を除いては、みな対等である」として承認す

るものでしかなかったからである。これは、みずからを「First Nation」と呼ぶことで、白人による植民地化によって建設されたオーストラリア国家の枠組み自体を問い直そうとする先住民の主張とは両立しがたい。同様の構図は、2000 年代の日本における、行政による「多文化共生」施策の唱導と、アイヌ民族の権利運動との関係でもみられる。

従来の研究のなかには、従来の国民国家からの分離や自治を目指すマイノリティの主張や運動も「多文化主義」に含めて類型化するものもある。だがそれでは民族自決、分離主義、先住民の権利といった概念と多文化主義との区別があいまいになり、「民族運動ならばすべて多文化主義」ということになりかねない。また先述のように、民族自決、分離主義、先住民の権利を主張するマイノリティ当事者は、自らの実践を必ずしも多文化主義という言葉で形容しない。裏を返せば、多文化主義を支持するマイノリティ当事者やその支援者の大半は既存の国民統合からの離脱を目指していない。彼・彼女たちは主流国民文化への同化に抵抗しつつも国民社会のなかにマイノリティ集団として留まることを選択し、そこに自らの居場所を構築するための「参加の論理」として多文化主義を主張している。

4. 参加としての統合と、管理としての統合

このように、多文化主義を主張するマイノリティは国民社会への公正な参加を目指している。しかしここで問題となるのは、その場合マイノリティの人々は、マジョリティ国民中心に統合された既存の国民社会への参加を目指していることである。たしかに多文化主義を主張するマイノリティ当事者たちは、自らが対等な立場で国民社会に参加できるように、社会における擬似普遍主義・エッセントリックな文化や規範の変更や、マイノリティ文化の対等な承認を要求する。しかし、そうした彼・彼女たちの要求自体が、既存の国民統合の外枠、すなわち国境線を追認してしまう。言い換えれば、参加の論理としての多文化主義では、マイノリティ当事者が既存の国民国家の境界そのものは黙認しつつ、その内側で自分たちを「二級市民」ではなく、十全な「国民」として扱うように要求しているのである。その結果、マイノリティ当事者にとっての「参加の言説」としての多文化主義は、当該国民国家のナショナリズム自体を否定するものではなく、むしろそれを積極的に補完しうるものになりうる。

多文化主義とナショナリズムのこうした相互補完関係は、マイノリティを支援するマジョリティの人々の活動現場において明確に観察可能である。筆者が 2000 年から現在まで続けてきたオーストラリアや日本における現地調査のなかで出会った支援者の人々の大半が、基本的に多文化主義（多文化共生）を支持していた。そうした人々はマイノリティ当事者の社会参加の要求を支持し、それを政府に受け入れさせようとする。もしこうした要求が政府によって受け入れられれば、それは文化的多様性を承認し、マイノリティへの社会的不平等を是正する公共政策、すなわち公定多文化主義を国家が採用することを意味している。それを可能にするのが多文化主義とナショナリズムの相互補完関係である。マイノリティの国民社会への参加を望む当事者や支援者の要求が、国民統合の維持という政府の思惑と一致したときに、多文化主義

は制度化される。それゆえ公定多文化主義は、マイノリティ当事者の社会参加の要求としての多文化主義がもつナショナリズム的な要素が政府によって流用された結果生じたという側面をもつ。その結果、公定多文化主義それ自体がナショナリズムとして機能する。こうして公定多文化主義は、いっぽうではエスニック・マイノリティの国民としての権利を保障しつつ、他方ではエスニック・マイノリティの多様性を既存の国民統合の枠内に収まるように「管理」する手段となりうるのだ。マイノリティ当事者によって主張される「参加」の論理としての多文化主義は、マジョリティによるマイノリティの「管理」の論理としての多文化主義をまさに生み出すということである。

杉田敦によれば、「生 - 権力」とは「ある人間の群れに注目し、その群れがより大きくなり、より生命力があるようにすることを目的とするような考え方を人々がする時に、そこに作用するものを指す。したがって、最も典型的なあらわれ方は、例えば人口政策などにあらわれる」（杉田 2005 : 129）。そして国民全体の福祉水準を向上させることをめざす福祉国家は、その目的に忠実であればあるほど、生 - 権力的な国民の管理という発想に陥りやすい（杉田 2005 : 133）。公定多文化主義もまた、政府による生 - 権力の発動という側面をもつ。オーストラリアの場合、国防・経済的な理由などによって総人口を毎年 1% ずつ、移民によって増加させることを目指した「大量移民政策」が 1940 年代末から開始され、結果的に増加した非英語系移民たちによってもたらされた文化的多様性を管理するために、1970 年代に公定多文化主義が採用された。1980 年代になると、公定多文化主義による多様性の管理は福祉国家的政策のなかに組み込まれていく。その意味で、オーストラリアにおける公定多文化主義が移民向け支援・福祉政策として制度化されたことは、「管理」の論理としての多文化主義の技術的な洗練を意味していたといえることができる。このように公定多文化主義がナショナリズムに基づく管理の論理としての側面を強くもっていたことが、先住民運動が公定多文化主義に対して冷淡であったこと（先述）の大きな理由でもあった。なお日本における近年の「多文化共生」もまた、少子・高齢化にともなう労働力不足に対応するための移民・外国人受け入れ論議の本格化にともなって、移民・外国人住民への「生活支援」の充実の必要性として主張されてきた側面が大きい。

5. 「選別／排除」の論理としての多文化主義

管理の論理としての公定多文化主義には、ふたつの側面がある。ひとつは、管理にもとづく多様性の「選別」と活用の試みである。多文化主義は文化・民族的出自に関わらず多様で有能な「高度人材」を確保することを促すという意味で、グローバル資本主義に親和的にもなりうる（塩原 2010）。だが、グローバル資本主義の拡大・進化に親和的な多文化主義は、かつての移民労働者の権利や福祉の保障を主眼においたものから、国家・企業の経済的利益に資するかどうかで移民を厳しく選別し、前者を歓待し後者を排除する「経済多文化主義」へと変容していく（石井・関根・塩原 2009 : 21-67）。こうした経済多文化主義において歓迎される移民・外国人は高い技能や学歴、言語能力をもった人々であり、受け入れ先社会で中間層（ミドルク

ラス)になると想定されることが多い。その結果、公定多文化主義は社会的下層ないし労働者階級に属する移民に対する社会福祉政策・権利保障のための政策から、ミドルクラス移民が自らの経済・文化・社会関係資本を活用して、コスモポリタンなミドルクラスとしてのライフスタイルを享受する環境を整備するための政策(「ミドルクラス多文化主義」)へと変貌していく(塩原 2010)。

こうして多文化主義の名の下にマイノリティ選別・活用が行われるということは、管理不可能であり、それゆえ活用することもできない「望ましくない」マイノリティを政府が「排除」することを多文化主義が黙認するということでもある。これが管理の論理としての多文化主義の第二の側面である。杉田は、政治における「境界線」が必然的に排他的な機能をもつことを明らかにしている。杉田は、政治についての相対立する考え方として「合意論的な政治観」と「対立論的な政治観」を挙げる。合意論的な政治観は、「政治とは、ある範囲の人々のあいだで一定の合意をつくり出すことにほかならない」とみなすのに対して、対立論的な政治観は、「政治とは人々間の対立を指す。人々は、利害関係をめぐって、あるいはアイデンティティの違いに基づいて、相互に対立する。そうした対立こそが政治に他ならない」とみなす(杉田 2005 : 8-9)。杉田によって前者に分類されるリベラリズムでは、境界線の内部における対立は、合意の前提として当然に存在するものとされ、受容される。しかし、そもそも「合意が成立したと言うためには、それに先立って、合意すべき人々の範囲が確定している必要がある」。その範囲とは多くの場合、既存のネイションの境界線と一致することが暗黙のうちに想定されている(杉田 2005 : 10-12)。つまりリベラリズムは、合意すべき人々の範囲にそもそも含まれないとみなされた人々、すなわち、合意形成のための「ゲームのルール」を共有しえないとされた人々を排除することによって、内部の人々の合意を形成しようとする。他方、対立論的な政治観では、ネイションという既存の境界線が恣意的に形成されたことを指摘して、別の境界線(民族、階級など)によってそれを打ち消そうとする。その際、対立論者は自分たちが強調する境界線を、ネイションという「虚偽」の境界線とは異なる「本質的なもの」とみなす(杉田 2005 : 12-13)。

公定多文化主義の土台となっているリベラル・マルチカルチュラリズムは、合意論的な政治観のもつ矛盾を内包している。これまで論じてきたように、多文化主義を主張する当事者の大半は、たとえば分離独立というかたちで既存のネイションの外枠そのものを無効化することを望んでいるわけではない。むしろ既存のネイションの枠組みのなかでの合意形成のルールを、マジョリティに対して有利なものからより対等なものへと是正することで、他と対等な立場で合意形成に参加することを目指す。その意味で、キムリッカが論じたように多文化主義はリベラリズムと両立可能である(Kymlicka 1995=1998)。むしろ、そのようにルールを修正するための手段として、彼・彼女たちは(対立論者と同じように)ネイション内部における差異の存在を強調する。

しかし、リベラリズムと同様に多文化主義がネイションという外枠を承認してしまう以上、

それは排除の機能をも帯びてしまう。多文化主義を主張する当事者からしてみれば、既存のネーションの外枠そのものを変更しようとする「分離独立主義者（『テロリスト』と故意に区別されずに呼ばれることも多い）」は、合意形成のためのルールを無視して、自分たちの参加のための努力を損なうものとみなされ、排除の対象になることがしばしばある。また公定多文化主義を推進する政府からみれば、そうした連中は管理が可能な範囲をこえた差異として積極的に排除される。さらに移民のうち国益・企業益に資するよりも福祉や社会保障のコストのほうが大きいとみなされる人々は「望ましくない」として物理的・社会的排除の対象になっていく。日本においてもオーストラリアにおいても顕在化している、非正規（「不法」）入国者・滞在者を「悪魔化」（Young1999=2007）して徹底的に取り締まる動きは、こうしたポリティクスそのものである。そして元来エスニック・マイノリティの権利や参加を擁護する理念であるはずの多文化主義は、こうした強硬論の前にしばしば沈黙を余儀なくされる。なぜなら、多様性の選別と活用という論理をいったん受け入れた以上、選別されなかったものが排除されることを完全に否定することは不可能だからだ。こうして、政府がしばしば超法規的な手段を用いて「望ましくない」な人々を排除することは「やむを得ない措置」として多文化主義によって黙認されることになる（塩原 2008）。

6. 多文化主義をめぐる研究と実践のジレンマ

こうしてマイノリティによる承認と参加の主張として始まったはずの多文化主義は、主流国民中心の国民統合の維持のために多様性を管理し、マイノリティの選別・排除を黙認する論理へと転化していく。多文化主義が国民の分裂をもたらすというリベラル・マルチカルチュラリズム的な認識に基づき、その処方箋として差異の尊重と統合の維持の「バランス」論を提示してきた国際社会学的な多文化主義論は、現代国民国家において多文化主義が実際には統合の論理として遂行されているがゆえに、マイノリティの管理・選別・排除という問題と共犯関係にあるという問題性をとらえることができずにいる。

国際社会学的な多文化主義論が既存の国民統合を前提視してきたことから生じるこのような問題性は、国際社会学の研究者と「研究対象」とされるエスニック・マイノリティ当事者との関係にも深刻な影響を及ぼす。しばしば見落とされがちだが、国際社会学、とりわけ移民・外国人住民や多文化主義を研究する者は、調査を通じてマイノリティ当事者と直接・間接に向き合わざるを得ない。目の前で困難や苦悩に直面しているエスニック・マイノリティ当事者と接した研究者は、彼・彼女たちを客観的な「研究対象」としてのみ扱い続けることへのためらいと、彼・彼女らの直面する問題の解決と社会参加の実現に貢献したいという実践的関心を抱きがちになる。これは筆者自身を含め、国際社会学をフィールドでの調査にもとづいて研究してきた多くの研究者たちに広く共通した経験だと思われる。しかし「バランス」論は、そのような研究者たちに研究と実践的関心を結びつける道筋を示してはくれない。国民統合を前提として論じている限り、研究者は目の前のマイノリティたちの存在や主張を「国民統合を潜在的に

かく乱しうる要因」として分析せざるを得ないからである。その結果、マイノリティ当事者たちとの関わりのなかで国際社会学の研究者に生じた社会的実践への志向は、自身の研究そのものとは切り離された「市民運動」「市民活動」を行うことによって処理されるのがせいぜいということになる。実際、国際社会的な移民・外国人・多文化主義研究者の多くが、何らかのかたちでこうした運動・活動に携わっている。その熱意と努力には敬意を表すべきだが、一人の人間が研究者としての顔と実践者としての顔を使い分けることが、研究者がマイノリティ当事者に接する際の誠実な態度とはいえない状況もしばしば発生する。それゆえ、研究と実践を有機的に結合する方法論が求められていると感じる。

もちろん、すべての研究者が実践を行わなければならない、といているわけではない。だが国際社会学が「国民国家の相対化」という社会変動を探求する学問領域である以上、従来の国民統合の枠内ではとらえきれない他者たちと研究者の関わりあいには必然的かつ日常的に生じる。国際社会学がそのような性質をもつ学問領域である以上、マイノリティを単なる「データ」「変数」として扱うのではなく、彼・彼女たちの直面する困難や苦しみに誠実に向き合うことを国際社会学独自の研究方法論として模索する必要があるのではないだろうか。そしてそのためにも、国民統合を前提とした従来の国際社会学のあり方は再考されねばならない。

7. おわりに

本稿では多文化主義研究を題材として、既存の国民統合を前提視しないこと、すなわち方法的ナショナリズムから脱却することが、国際社会学にもたらす理論的・方法的可能性を示そうと試みた。既存の国民統合を自明視しないことにより、既存の国民統合を自明視していたときには見えてこなかった多文化主義の問題性を浮き彫りにすることができる。それはあたかも、だまし絵の図と地のような関係である。それだけではなく、国際社会学の研究者と研究対象とされるエスニック・マイノリティ当事者たちの間に新たな関係を構想することが可能になる。

国際社会学の研究者は、フィールドに深く分け入っていくほどに、マイノリティ当事者との出会いを避けて通ることができない。既存の国民統合を自明視することに固執していれば、そうした他者たちの問いかけに真正面から応えることは難しくなり「差異の承認と国民統合のバランス」という理論的袋小路に辿り着く。またマイノリティを国民統合に対するかく乱要因としてしか見ることのできない理論的視座と方法的態度は、実際には異なる他者と出会い続けている国際社会学の研究者自身にとって大きなストレスとなるばかりではなく、国際社会学という学問領域自体が社会工学的発想に陥り、政府によるマイノリティの管理を正当化することになりかねない。それは「国民国家の相対化」の視点を探求してきたはずの国際社会学にとって、大きな矛盾ではないだろうか。

筆者を含む国際社会学の研究者自身が「国民統合」を相対化し、目の前の異質な他者と真摯に向き合うことで実践の場に即した思考を積み重ねていくことが、国際社会学を新たな理論的・実践的段階へと導くことになると感じられてならない。

【注】

- 1) たとえば塩原 2005, 関根・塩原編 2008, 石井由香 1999, 南川 2007, 小林 2008, 鈴木 2007, 石井香世子 2007 などを参照。
- 2) たとえば梶田ほか 2005, 樋口ほか 2007, 坪谷 2008 などを参照。
- 3) 佐藤によれば、方法論的ナショナリズムとは「①世界が国民国家を基礎的単位として構成されているということ、②国民国家が『社会』と一体化された均質な組織ないし共同体であることを、問われることの無い所与とするもの」という人文社会諸科学に共有された方法論的前提のことである(佐藤 2009 : 13)。

【文献】

- 馬場伸也, 1980, 『アイデンティティの国際政治学』東京大学出版会.
- Bauman, Zygmunt, 2001, *Community: Seeking Safety in an Insecure World*, Cambridge: Polity Press.
(=2008, 奥井智之訳『コミュニティ—安全と自由の戦場』筑摩書房).
- Carter, David, 2006, *Dispossession, Dreams and Diversity: Issues in Australian Studies*, Frenchs Forest, NSW: Pearson Education Australia.
- Delanty, Gerard, 2009, *The Cosmopolitan Imagination: The Renewal of Critical Social Theory*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 樋口直人他, 2007, 『国境を越える—滞日ムスリム移民の社会学』青弓社.
- Hodge, Bob and John O'Carroll, 2006, *Borderwork in Multicultural Australia*, Crows Nest, NSW: Allen and Unwin.
- 石井香世子, 2007, 『異文化接触から見る市民意識とエスニシティの動態』慶應義塾大学出版会.
- 石井由香, 1999, 『エスニック関係と人の国際移動—現代マレーシアの華人の選択』国際書院.
- 石井由香・関根政美・塩原良和, 2009, 『アジア系専門職移民の現在—変容するマルチカルチュラル・オーストラリア』慶應義塾大学出版会.
- 伊豫谷登士翁編, 2007, 「方法としての移民—移動から場をとらえる」伊豫谷登士翁編, 2007, 『移動から場所を問う—現代移民研究の課題』有信堂, 3-23.
- 梶田孝道, 1996, 『国際社会学のパースペクティブ—越境する文化・回帰する文化』東京大学出版会
- 梶田孝道, 1988, 『エスニシティと社会変動』有信堂高文社.
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005, 『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会.
- 梶田孝道編, 2005, 『新・国際社会学』名古屋大学出版会.
- 梶田孝道編, 1992, 『国際社会学—国家を超える現象をどうとらえるか』名古屋大学出版会.
- 加藤普章, 1990, 『多元国家カナダの実験—連邦主義・先住民・憲法改正』未来社.
- 小林宏美, 2008, 『多文化社会アメリカの二言語教育と市民意識』慶應義塾大学出版会.

- Kymlicka, Will, 1995, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, New York: Oxford University Press. (=1998, 角田猛之他監訳『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房.)
- Miller, David, 1995, *On Nationality*, New York: Oxford University Press. (=2007, 富沢克他訳『ナショナリティについて』風行社.)
- , 2003, *Political Philosophy: A Very Short Introduction*, Oxford: Oxford University Press. (=2005, 山岡龍一・森達也訳『政治哲学』岩波書店.)
- 南川文里, 2007, 『「日系アメリカ人」の歴史社会学——エスニシティ、人種、ナショナリズム』彩流社.
- 佐藤成基, 2009, 「国家／社会／ネーション——方法論的ナショナリズムを超えて」佐藤成基編著『ナショナリズムとトランスナショナリズム——変容する公共圏』法政大学出版局, 13-31.
- 関根政美, 2000, 『多文化主義社会の到来』朝日新聞社.
- 関根政美, 1994, 『エスニシティの政治社会学——民族紛争の制度化のために』名古屋大学出版会.
- 関根政美, 1989, 『マルチカルチュラル・オーストラリア——多文化社会オーストラリアの社会変動』成文堂.
- 関根政美・塩原良和編, 2008, 『多文化交差世界の市民意識と政治社会秩序形成』慶應義塾大学出版会.
- 塩原良和, 2010, 「ネオリベラル多文化主義とグローバル化する「選別／排除」の論理」『社会科学』(同志社大学人文科学研究所) 86: 63-89.
- 塩原良和, 2008, 「あらゆる場所が『国境』になる——オーストラリアの難民申請者政策」『Quadrante』(東京外国語大学海外事情研究所) 10: 151-164.
- 塩原良和, 2005, 『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義——オーストラリアン・マルチカルチュラリズムの変容』三元社.
- 杉田敦, 2005, 『境界線の政治学』岩波書店.
- 鈴木規子, 2007, 『EU 市民権と市民意識の動態』慶應義塾大学出版会.
- 戴エイカ, 1999, 『多文化主義とディアスポラ——voices from San Francisco』明石書店.
- 樽本英樹, 2009, 『よくわかる国際社会学』ミネルヴァ書房.
- 坪谷美欧子, 2008, 『「永続的ソジョナー」中国人のアイデンティティ——中国からの日本留学にみる国際移民システム』有信堂高文社.
- 上村英明, 1992, 『先住民族——「コロンブス」と闘う人びとの歴史と現在』解放出版社.
- Wieviorka, Michel, 1998, *Le racisme, une introduction*, Paris: La Découverte. (=2007, 森千香子訳『レイシズムの変貌——グローバル化がまねいた社会の人種化、文化の断片化』明石書店.)
- Young, Jock, 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, London: Sage. (=2007, 青木秀男他訳『排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版).

(しおばら よしかず 慶應義塾大学法学部)